

警察職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(警察職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 警察職員の給料等の支給に関する規則(規則六 四)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項第一号中八を二とし、口を八とし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 一万二千円

第二十一条の二中「区分が」の下に「一種を占める警察職員及びその区分が」を加える。

第二十一条の四第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 規則六 四二の規定による給料の特別調整額の区分が一種を占める警察職員

第二十一条の四第二項第一号中「前項第二号」を「前項第一号に掲げる警察職員及び同項第三号」に改め、同項第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

(警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和四年十一月四日公布)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える改正規定中第二号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 一万千円

第十七条の三第一項第一号及び第二号の改正規定中第一号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 六千円

第十七条の三第一項第一号及び第二号の改正規定中第二号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 五千五百円

附 則

第一条の規定は令和五年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。